

【周知依頼】 港湾運送事業における適正取引推進のためのガイドラインについて

日頃より、我が国の物流機能の維持・強化に向けた取組に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、国土交通省より「港湾運送事業における適正取引推進のためのガイドライン」について、広く関係団体への周知依頼がございました。

本ガイドラインは、昨年 9 月から開催された検討委員会での議論を踏まえ策定されたものであり、港湾運送に直接関係する船社・荷主・港湾運送事業者にとどまらず、港湾を経由する物流の恩恵を受けるサプライチェーン全体において、その理解と実践が望まれるものです。

つきましては、貴団体の会員事業者等に対し、本ガイドラインの内容をご周知いただきますようお願い申し上げます。

お忙しいところ誠に恐れ入りますが、ご対応のほど何卒よろしく願いいたします。

経済産業省 製造産業局

素材産業課

〒100-8901 千代田区霞ヶ関 1-3-1

Tel：03-3501-1737 (3731) **【課室直通】**